

中標津町会計年度任用職員募集要項

会計年度任用職員制度とは、令和2年4月の地方公務員法の改正に伴い、同法第22条の2の規定に基づき1年度以内（4月～翌年3月）の期間で任用される非常勤職員の制度です。

1 募集内容

(1) 職種、募集人数、勤務条件等

別紙「会計年度任用職員募集一覧」をご確認ください。

なお、全ての職種において、年齢の上限はありません。

(2) 欠格条項

地方公務員法第16条で規定する次のいずれかに該当する方は受験できません。

- ①禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで、又は執行を受けることが無くなるまでの方
- ②日本国憲法の制定の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
- ③中標津町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方

2 申込方法及び申込期限

「中標津町会計年度任用職員採用申込書」に必要事項を記載のうえ、持参または郵送してください。なお、資格が必要な職種は、資格証明書類の写しを併せて提出してください。

※障害者の方は、障害者手帳の写し等を提出してください。

※提出された書類はお返しきれませんのでご了承ください。

3 申込先

募集一覧に記載されている担当課へお申し込みください。

持参する場合は、午前8時30分から午後5時まで受け付けています。

※中標津町役場の送付住所

〒086-1197 標津郡中標津町丸山2丁目22番地

4 採用試験の方法

書類選考を行い、これに通過した者に面接を実施します。

5 採用試験の日時及び場所

各担当から個別にご案内いたします。

6 合格通知

試験終了後、速やかに合格者に内定を通知します。

7 任用期間

採用日～採用日の属する年度の3月31日

例：令和8年1月1日採用の場合、令和8年3月31日任期満了

※任用開始日は合格者と協議のうえ変更する場合があります。

※勤務成績が良好で次年度も同様の職がある場合、再度任用される場合があります。

◎標準的な勤務条件

報酬額	職種及び勤務時間に応じて決定します。 ※給与改定等により報酬額が変わる場合があります。
交通費	自宅から勤務場所までが片道2.0km以上の場合に支給します(徒歩を除く)
賞与 (期末手当・ 勤勉手当)	次の条件を満たす場合に支給します 1 任期が6ヶ月以上 2 1週間の勤務時間の平均が15時間30分以上
報酬支払	(月額報酬) 当月分を21日支払い (日額・時間額報酬) 月末締め、翌月15日支払い
休日	土・日曜日、祝日、年末年始(12月31日～1月5日) ※職種により異なる場合があります
有給休暇	年次有給休暇、特別休暇(忌引、結婚、夏季休暇等) ※勤務実績に応じて付与します
健康保険 年金	1週間の所定労働時間が29時間以上(常勤職員の3/4以上)で、任用期間が2ヶ月を超える方は、健康保険は共済組合に、年金は厚生年金に加入します。 また、1週間の所定労働時間が29時間未満であっても、次の全ての要件を満たす場合も同様に加入します。 (1) 1週間あたりの所定労働時間が20時間以上であること (2) 任用期間が2ヶ月以上であること (3) 1ヶ月あたりの報酬が88,000円以上であること (4) 学生でないこと
雇用保険	任用期間が31日以上あり、かつ勤務時間が週20時間以上ある方は、雇用保険に加入します。
公務災害補償	非常勤職員公務災害補償、又は労働者災害補償保険が適用されます
その他	定期健康診断、ストレスチェック (※一定の要件を満たした共済組合加入に限定)